

小矢部市発注公共工事等からの暴力団排除措置要綱

第1 目的

この要綱は、建設工事並びに建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント並びに道路等の維持管理業務（以下「公共工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、小矢部市が発注する公共工事等からの暴力団関係者の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

第2 契約排除措置

小矢部市長（以下「市長」という。）は、小矢部警察署長（以下「署長」という。）から「公共工事等からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）2（2）又は（3）に基づき、競争入札参加資格者及び随意契約発注対象業者又は下請け専門業者で建設業の許可を受けていない小規模業者（以下「工事発注対象業者」という。）が、「公共工事等からの暴力団排除に関する合意書の取扱要領」第2の2の表（以下「表」という。）に掲げる該当事項要件のいずれかに該当する旨の通知を受けたときは、期間を定めて当該工事発注対象業者を公共工事等の契約関係から排除するものとする。

第3 排除対象者

- 1 共同企業体が表の該当事項要件のいずれかに該当する場合は、当該共同企業体及び事実の原因者たる構成員に適用する。
- 2 契約関係から排除を受けた工事発注対象業者が、共同企業体を結成している場合は、排除の期間を越えない期間をもって当該共同企業体にも適用する。

第4 適用期間の基準

- 1 契約関係からの排除措置の適用期間の基準は、表のとおりとする。
- 2 同一事件について、表の該当事項要件のいずれかに該当する場合には、それぞれについて適用される期間のうち最も長い期間をその期間とする。
- 3 別の事件について、表の該当事項要件のいずれかに該当する場合には、それぞれに定められた期間を加えた期間を適用する。
- 4 契約関係からの排除の措置を受けているものについて、その後、その措置を加重する事実が明らかになった場合には、その適用期間を延長することができ、また情状により適用期間を軽減することが特に必要と認められる場合に

は、その適用期間を短縮することができる。

第5 契約期間からの排除措置の解除

市長は、署長から合意書2(6)に基づき、第2又は第3の1若しくは2の規定(表の(1)アの排除措置要件に該当する場合に限る。)により、契約期間から排除した工事対象発注業者が、当該表の排除措置要件に該当しなくなった旨の通知を受けたときは、期間満了後、排除措置を解除するものとする。

なお、期間満了時に改善されない場合は、再度、解除措置を行うものとする。

第6 措置の決定及び効力

- 1 契約関係からの排除措置を行う場合及び排除措置内容の変更を行う場合には、小矢部市建設業者選考審議会に諮らなければならない。
- 2 前項において決定された措置については、他の部課及び他の出先機関においてもその効力を有するものとする。

第7 決定の通知

- 1 契約関係から排除措置を決定し、あるいは排除措置内容を変更した場合には、市長は直ちに様式第1又は様式第2により関係部課長及び出先機関の長に通知するとともに、様式第3又は様式第4により該当する工事発注対象業者にも通知する。
- 2 市長は、前項の場合において特に必要と認めた場合は、様式第1又は様式第2の通知に代えて口頭により通知することができ、また、工事発注対象業者に対して通知をしないこととすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月15日から施行する。
- 2 平成11年9月1日施行の「小矢部市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱」は廃止する。

様式第 1 号（第 7 関係）

小 第 号
年 月 日

関 係 部 課 長
出先機関の長 様

小矢部市長

暴力団関係者の契約関係からの排除について（通知）

下記の業者について、契約関係からの排除を決定しました。

所在地	
商号又は名称	
代表者名	
排除期間	
備 考	

様式第 2 号（第 7 関係）

小 第 号
年 月 日

関 係 部 課 長
出先機関の長 様

小矢部市長

暴力団関係者の契約関係からの排除の変更について（通知）

既に契約関係からの排除を決定している下記業者について、その措置内容を変更しました。

所在地	
商号又は名称	
代表者名	
変更内容	
備 考	

様式第3号（第7関係）

小 第 号

年 月 日

工事発注対象業者 様

小矢部市長

契約関係からの排除について（通知）

小矢部市の発注する（建設工事・委託業務）について、次のとおり契約関係から排除します。

1 期 間

2 理 由

様式第4号（第7関係）

小 第 号
年 月 日

工事発注対象業者 様

小矢部市長

契約関係からの排除の変更について（通知）

既に通知している小矢部市の発注（建設工事・委託業務）の契約関係から排除について、次のとおり変更します。

1 変更内容

2 変更の理由